

# 三井合名会社理事会議案の分析（2）

吉川 容

- 一 三井合名会社の理事会について
- 二 理事会議案の概要  
（以上前号）
- 三 三井物産提出議案
  - 1 三井物産の取締役会関係規定
  - 2 史料について
  - 3 三井物産取締役会議案の概要  
（以下 次号）
  - 4 内容別の議案分析
- 四 三井鉱山提出議案
- 五 東神倉庫提出議案
- 六 三井合名会社議案

### 三 三井物産提出議案

#### 1 三井物産の取締役会関係規定

本章の課題は、傘下会社からの議案提出承認制度のもとで、どのような議案が三井物産株式会社（以下、三井物産）から三井合名会社に提出されていたのかを検討することにあるが、その前提として三井物産の取締役（会）に関する諸規定を簡単に見ておきたい。

三井物産株式会社の取締役（会）関係規定については、一九〇九（明治四二）年の株式会社としての発足後、二度の大きな改定がなされている。最初は、一九一（明治四四）年の一〇月に、定款と営業規則の改定ならびに取締役職務規程の制定がなされ、常務取締役を廃止して業務委員・協議委員が設置された。二度目の改革は、一九一四（大正三）年の七月、シーメンス事件後の組織改革の一環としておこなわれた。<sup>1)</sup> 定款と営業規則の一部改定ならびに取締役職務規程の全面改定（名称も取締役会規程と変更）により、業務委員・協議委員が廃され常務取締役制度へ復帰した。この時の取締役会規程において初めて常務取締役の専行事項が明記された。以後、一九四〇年八月の三井合名会社との合併にいたるまで、三井物産の取締役会制度の骨格は、ここで制定されたものとなっている。

本稿が対象とする時期の直前、一九二二（大正一一）年九月時点での取締役（会）に関する諸規定は以下のとおりである。<sup>2)</sup>

「三井物産株式会社定款」（抜萃）

第四章 取締役及監査役

第十六条 總會ニ於テ百株以上ノ株式所有者中ヨリ取締役十五名以内一般株主中ヨリ監査役五名以内ヲ選舉ス

第十七条 取締役ノ任期ハ就任後第四回監査役ノ任期ハ就任後第二回ノ定時總會終結ノ時ヲ以テ終了ス但取締役ノ一部又ハ監査役ノ一部ノミヲ選任スル時ハ其任期ハ他ノ在任取締役又ハ監査役ノ殘任期ニ依ル

第十八条 取締役及監査役ノ報酬ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第十九条 株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中会社ヲ代表スヘキ者二名ヲ定メ内一名ヲ社長トス

前項ノ外取締役ノ互選ヲ以テ常務取締役若干名ヲ定ム

第二十条 会社ノ業務執行ハ取締役会ニ於テ之ヲ決ス但会社ノ常務ハ各常務取締役之ヲ專行ス

前項但書ノ外取締役会ノ決議ヲ以テ常務取締役ニ委任シタル業務ノ執行ハ各常務取締役之ヲ專行ス

第二十一条 取締役会ノ議事ハ取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

支配人ノ選任及解任モ亦同シ

第二十二条 取締役ハ定款並總會及取締役会ノ決議ニ遵ヒ会社ノ業務ヲ執行スルノ責任ヲ有ス

第二十三条 取締役ハ其所有ニ係ル当会社株式百個ノ株券ヲ監査役ニ供託スヘシ

第二十四条 監査役ハ会社ノ業務及財産ノ狀況ヲ監査スヘシ

第二十五条 監査役ハ取締役カ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主總會ニ其意見ヲ報告スルコトヲ要ス

第二十六条 取締役及監査役中不時ニ欠員ヲ生シタルトキハ尚取締役三名監査役二名ヲ下ラサル場合ニハ其補欠選舉ハ次回ノ定時總會ノ時迄之ヲ延期スルコトヲ得

「三井物産株式会社營業規則」〔拔萃〕

第二章 役員

第二條 常務取締役ハ对内関係ニ於テハ合議ノ上其業務ヲ執行スヘシ

第三條 常務取締役ハ間断ナク各店ヲ巡回シ其業務ヲ視察スルコトヲ努ムヘシ

「取締役會規程」〔全文〕

大正三年七月二十一日達第四十一号改定

大正三年八月七日達第四十四号改正

大正六年十二月二十日達第六十二号改正

第一條 取締役會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長事故アルトキハ社長ノ指定シタル他ノ取締役之ヲ代理ス

第二條 取締役會ノ開會ハ之ヲ監查役ニ通知スヘシ

第三條 会社ノ業務ハ取締役會ノ決議ヲ經タル後常務取締役之ヲ執行ス、但左記ノ事項ハ取締役會ノ決議ヲ經ルヲ要セス常務取締役之ヲ専行スルコトヲ得

一、月給五拾円未満並日給使用人ノ雇入、解備、増給、懲罰等

二、支配人、部長、本部課長、出張所長以外ノ転勤

三、使用人ノ出張

四、使用人ノ勤務手当、役宅料、役手当支給

五、船員並造船部職員ノ雇入、解備其他進退點陟及諸給与

六、金高五万円未満ノ商品ノ売越買越

七、取引先信用程度ノ取極

- 八、業務上当然起ルヘキ契約ノ締結、解約、条項ノ変更並委任状ノ発行
  - 九、業務上必要ナル金融並為替ニ関スル事
  - 十、手形並小切手ノ発行、裏書、引受
  - 十一、債権ノ請求、受領及債権保全ニ関スル一切ノ事
  - 十二、債務並諸経費ノ支払
  - 十三、金高一万円未満ノ不動産、船舶並動産ノ得喪
  - 十四、不動産貸借
  - 十五、会社財産ノ必要ナル修繕
  - 十六、重要ナラサル規程ノ制定並改廢
  - 十七、金高千円未満ノ寄付
  - 十八、其他会社日常ノ事務
- 第四条 常務取締役ハ取締役会ニ於テ左ノ方法ニ依リ他ノ取締役ヲシテ遺漏ナク会社ノ現状ニ通曉セシムルコトヲ努ムヘシ
- 一、前会ニ於テ議決シタル事項ノ経過及結果ヲ報告スルコト
  - 二、前会以後ニ於テ生シタル重要事項ヲ報告スルコト
  - 三、支店、出張所等ノ検査報告、出張者取調復命書其他重要ナル往復書類等ヲ提出スルコト
- 第五条 取締役ノ海外ニ在留スル者、本店以外ニ在勤スル者又ハ長時日ノ旅行中ニアル者、病氣其他ノ事故ニ由リ取締役会ニ出席セサル者等ニ対シテハ遅滞ナク取締役會議録ヲ送付スヘシ
- 第六条 取締役會議録ニハ出席者之ニ認印保存スヘシ

以後「取締役會規程」については以下の改定がなされている。

\*改定年月日不詳<sup>(3)</sup>

第三条第二号の「支配人」が「支店長」に、第三条第六号の「金高五万円」が「金高二拾五万円」にそれぞれ改定された。

\*一九二八(昭和三)年一月一日<sup>(4)</sup>

第三条第一号の月給「五拾円未満」が「七拾五円未満」と改定された(実施は一九二九年一月一日)。これは、臨時手当の一部を月給に繰込んだ結果従来五〇円の者が七三円となるので、これを七五円に切上げたものである。

\*一九三三(昭和八)年一月二日<sup>(5)</sup>

#### 取締役会規程中改正ノ件

取締役会規程中左ノ通改正致度事

第三条中第一号ヲ

本部課長、部長、支店長以外ノ雇入、解傭、転勤、増給並賞罰等ト改メ第二、三、四、五号ヲ削除シ以下順次繰上ク

旧第六号中金高二十五万円トアルヲ壹百万円ト改ム

旧第十三号中金高壹万円トアルヲ五万円ト改ム

旧第十七号中金高千円トアルヲ五千円ト改ム

第四条中第三号ヲ削除ス

(理由) 取締役会規程ハ大正三年ノ制定ニ属シ現状ニ恰適セサルモノアルニ付本文ノ通改正致度次第第二候

この改定によって「取締役会規程」第三条の常務取締役専行事項は次のとおりとなった。

- 一、本部課長、部長、支店長以外ノ雇入、解僱、転勤、増給並賞罰等
- 二、金高壹百万円未満ノ商品の売越買越
- 三、取引先信用程度ノ取極
- 四、業務上当然起ルヘキ契約ノ締結、解約、条項ノ変更並委任状ノ発行
- 五、業務上必要ナル金融並為替ニ関スル事
- 六、手形並小切手ノ発行、裏書、引受
- 七、債権ノ請求、受領及債権保全ニ関スル一切ノ事
- 八、債務並諸経費ノ支払
- 九、金高五万円未満ノ不動産、船舶並動産ノ得喪
- 十、不動産貸借
- 十一、会社財産ノ必要ナル修繕
- 十二、重要ナラサル規程ノ制定並改廃
- 十三、金高五千円未満ノ寄付
- 十四、其他会社日常ノ事務

\*一九三九（昭和一四）年四月二日<sup>(6)</sup>

取締役会規程中左ノ通改正ス

一、第三条中「一、本部課長、部長、支店長以外ノ雇入、解備、転勤、増給並賞罰等」トアルヲ「一、本店部長並部長、支店長以外ノ雇入、解備、転勤、増給並賞罰等」ト改ム

以上が、本稿で対象とする一九二三年から一九四〇年八月までの期間における三井物産の取締役（会）関係諸規程の変遷である。

## 2 史料について

二の1で述べたように、三井物産の取締役会で「可決」された議案のうち、重要な案件は「未決」とされ、三井合名会社に回付された。「未決」議案は、三井合名会社理事会で審議され承認されるとさらに三井合名会社の業務執行社員会（業務執行社員制度廃止後は社長協議会、社長協議会廃止後は社長）へ回付され、業務執行社員会（社長協議会、社長）の承認を得た後初めて正式に三井物産取締役会における「決議」となった。「未決」以外の議案はそのまま「決議」となり三井合名会社理事会へ報告された。こうした一連の流れは三井文庫が所蔵する三井物産取締役会の議案関係史料で辿ることができる。<sup>(7)</sup>

A 三井物産株式会社「取締役会決議録」大正一二年九月～昭和一九年二月（三井文庫所蔵史料 物産二〇一二～二〇

二六)

これは、三井物産の罫紙に取締役会の回数・日付・出席者名(押印有り)・議案表題・議案番号が墨書されたもので、議案表題の末尾に赤字もしくは黒字で「決議」と記入されている。黒字「決議」は三井物産取締役会のみで「決議」となった議案、赤字「決議」は「未決」として三井合名会社へ回付され承認された後「決議」となった議案である。

B 三井物産株式会社文書課「取締役会決議録」大正一二年九月〜昭和一九年二月(三井文庫所蔵史料 物産二〇三二〜二〇七三)

議案用箋(議案表題と議案全文が記載されている)と添付資料が綴られている。議案用箋には取締役と監査役の押印がある。日付は取締役会への提出日のみが記載されている。

C 三井合名会社文書課「物産会社議案」大正一二年九月〜昭和一八年二月(三井文庫所蔵未整理史料)

三井物産取締役会から「未決」として三井合名会社(一九四〇年八月の三井物産による三井合名会社合併後は三井総元方)に回付された議案を綴ったものである。書類の形態は、三井物産取締役会の議案用箋(議案表題と議案全文を記載、Bにおける「議案用箋」と同一複写物)に三井合名会社の議案用箋(議案表題のみを記載)を表紙として添付したもので、三井合名会社の議案用箋には三井合名会社理事会への提出日、承認日、可否などが記載され、社長・業務執行社員(副社長)・理事の押印がなされている。議案によっては簡単な参考資料が附されているものもある。

D 三井合名会社文書課「物産会社取締役会報告」大正一二年九月〜昭和一九年二月(三井文庫所蔵未整理史料)

三井物産から三井合名会社(三井総元方)に提出された取締役会報告を綴ったものである。取締役会報告は、次のような書面となっている。

三井物産株式会社第四百三十四回取締役会報告  
昭和三年十一月三十日開会

出席者

社長 三井守之助

常務取締役 安川雄之助

同 南条金雄

同 小林正直

同 川村貞次郎

取締役 三井高精

同 福井菊三郎

同 武村貞一郎

同 田中文蔵

同 林徳太郎

同 中丸一平

同 加地利夫

同 友野欽一

同 三井弁蔵

一、議案

一、罷役本村峯次郎復役ノ件 未決

一、大阪支店規程中一部改正ノ件 決議

一、三同無煙炭株式会社へ重役差入ノ件 未決

一、三鱗無煙炭株式会社へ重役差入ノ件 同

一、立木買入ノ件 同

一、自動車会社新設ノ件 同

以上 三井物産株式会社

前回未決議案ハ可決シタリ

ここに「未決」と記されたものが三井合名会社へ回付される議案であり、前回（引用史料に即せば第四百三十三回）取締役会で「未決」とされ三井合名会社に回付された議案が三井合名会社の承認を得て「前回未決議案ハ可決シタリ」と記録されている。「決議」とされた案件（引用史料では「大阪支店規程中一部改正ノ件」）についてはその「議案用箋」が添付されている。

三井物産からの取締役会報告には三井合名会社で「供覧用箋」が表紙として付けられ、三井合名会社の社長、業務執行社員（副社長）、理事に供覧された。「供覧用箋」の押印からすると、一九二九（昭和四）年七月六日に三井合名会社に提出された「三井物産株式会社第四八九回取締役会報告」以降は、三井合名会社の社員（社長・業務執行社員以外の三井同族）にも供覧されるようになっていた。

以上の資料群のうち「取締役会決議録」（A）もしくは「物産会社取締役会報告」（D）によって、三井物産取締役会で可決された全議案とそれが三井合名会社へ回付された（すなわち「未決」）のか、三井物産取締役会限りで最終決定となった（すなわち「決議」）のかを把握することができる。議案の詳細は「取締役会決議録」（B）によって知ることができる。

### 3 三井物産取締役会議案の概要

本稿で対象とする一九二三（大正一二）年九月の関東大震災後から一九四〇年八月二七日の三井物産と三井合名会社との合併までの期間に、三井物産の取締役会は一〇〇六回開催されている（合併前最後の取締役会は一九四〇年八月二〇日に開催）。この間に三井物産取締役会で可決された議案を2で紹介した史料をもとに整理すると、議案総数は四〇七四、うち「決議」が一八七八、「未決」が二一九一<sup>8</sup>、「撤回」が五となる（第9表）。

年次別議案数をみると、年間議案数が最も多いのは一九二六年で三〇二件、少ないのは一九三四年で一六七件である。一九二〇年代は年間二五〇件前後、一九三二年以降は二〇〇件前後となっており、一九三〇年代に入ってやや減少したように見えるが、人事の辞令案などで一括して一議案として提出されるものが増えていることなどもあり、実質的に議案数が減ったと言えるかどうかは微妙である。とはいえこの間に三井物産の事業活動規模が拡大していることを考えれば、一九三〇年代には、事業活動の拡大に伴う議案数増加を回避すべく議案の絞り込みがなされていたと推測してよからう。この点については、以下の内容別の議案分析の中で検討する。

全議案に占める「未決」議案の比率を未決率とすると、その推移は第2図で示したようになり、一九三四～三六年度の三年間の未決率が明らかに低くなっている。一九二三～三三年（これを第一期とする）の平均が五八・〇%、一九三四～三六年（第二期）が三六・八%、一九三七～四〇年（第三期）は五三・七%となっている。未決率は議案内容分類によって、また時期によって異同があるが、これについても以下の内容別の議案分析で検討する。

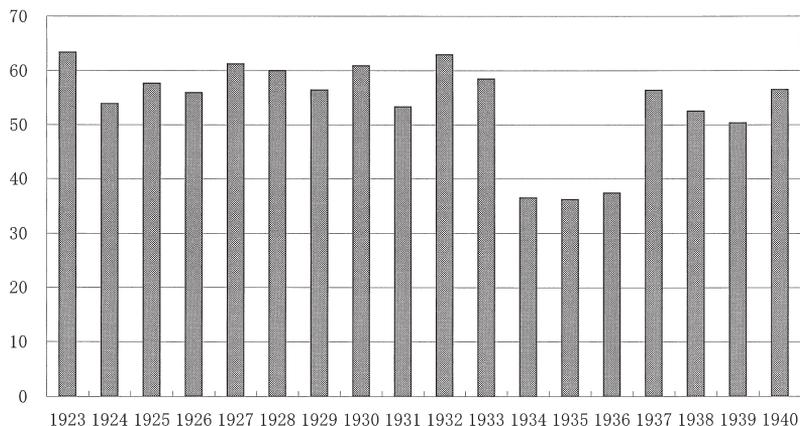
三井物産において取締役会での審議が必要とされた事項は抽象的には、1で紹介した取締役会規程における常務取締役専行事項を越えるものということができるが、この専行事項では、役職や金額などで基準が具体的に示されている事項もあるが、「重要ナラサル規程」「業務上当然起ルヘキ契約」「業務上必要ナル金融並為替ニ関スル事」などその範囲

第9表 三井物産取締役会の議案数

年	決議	未決	撤回	合計	未決率
	件	件	件	件	%
1923	25	45	1	71	63.4
1924	116	137	1	254	53.9
1925	112	154	1	267	57.7
1926	133	169	0	302	56.0
1927	94	150	1	245	61.2
1928	108	162	0	270	60.0
1929	105	136	0	241	56.4
1930	88	137	0	225	60.9
1931	126	144	0	270	53.3
1932	79	134	0	213	62.9
1933	81	114	0	195	58.5
1934	106	61	0	167	36.5
1935	134	76	0	210	36.2
1936	164	98	0	262	37.4
1937	89	115	0	204	56.4
1938	93	104	1	198	52.5
1939	131	133	0	264	50.4
1940	94	122	0	216	56.5
合計	1,878	2,191	5	4,074	53.8

出所) 三井物産株式会社「取締役会決議録」（三井文庫所蔵史料  
物産2012～2023），三井合名会社文書課「物産会社取締役会  
報告」（三井文庫所蔵未整理史料）。

第2図 三井物産取締役会議案の未決率(%)



が具体的ではない事項もある。また基準が具体的に示されている事項に関しても、その基準が実際にそのまま適用されていたのか検討する必要がある。

2で紹介した諸史料では、議案の内容別の分類は特におこなわれてはいないが、分析上の便宜のため内容別分類を試

固定資産	公社債	出資	関係会社	融資	その他	合計
件	件	件	件	件	件	件
14	0	1	0	3	3	71
34	5	8	1	3	11	254
30	3	14	0	3	8	267
25	1	10	0	3	8	302
35	1	6	0	8	5	245
34	2	11	1	5	7	270
30	0	17	1	11	2	241
21	0	10	0	2	6	225
14	1	7	1	6	3	270
12	0	7	2	2	1	213
27	0	20	4	4	7	195
19	0	27	1	8	3	167
18	0	26	0	14	7	210
26	0	38	0	12	7	262
29	0	41	0	18	6	204
13	1	37	2	10	8	198
27	0	62	0	4	6	264
26	0	43	0	7	4	216
434	14	385	13	123	102	4,074

固定資産	公社債	出資	関係会社	融資	その他	合計
%	%	%	%	%	%	%
19.7	0.0	1.4	0.0	4.2	4.2	100.0
13.4	2.0	3.1	0.4	1.2	4.3	100.0
11.2	1.1	5.2	0.0	1.1	3.0	100.0
8.3	0.3	3.3	0.0	1.0	2.6	100.0
14.3	0.4	2.4	0.0	3.3	2.0	100.0
12.6	0.7	4.1	0.4	1.9	2.6	100.0
12.4	0.0	7.1	0.4	4.6	0.8	100.0
9.3	0.0	4.4	0.0	0.9	2.7	100.0
5.2	0.4	2.6	0.4	2.2	1.1	100.0
5.6	0.0	3.3	0.9	0.9	0.5	100.0
13.8	0.0	10.3	2.1	2.1	3.6	100.0
11.4	0.0	16.2	0.6	4.8	1.8	100.0
8.6	0.0	12.4	0.0	6.7	3.3	100.0
9.9	0.0	14.5	0.0	4.6	2.7	100.0
14.2	0.0	20.1	0.0	8.8	2.9	100.0
6.6	0.5	18.7	1.0	5.1	4.0	100.0
10.2	0.0	23.5	0.0	1.5	2.3	100.0
12.0	0.0	19.9	0.0	3.2	1.9	100.0
10.7	0.3	9.5	0.3	3.0	2.5	100.0

三井合名会社文書課「物産会社取締役会報告」（三井文庫所蔵未整理史料），同「物産会社議案」（同），同「理事会記録」（同）。

第10表 A 三井物産取締役会議案の内容別分類（決議数）

年	株主總會	定款	規則	組織	人事	寄付	商品取引	重要契約
	件	件	件	件	件	件	件	件
1923	0	0	2	1	40	3	4	0
1924	5	0	18	1	145	11	8	4
1925	4	0	27	1	153	15	7	2
1926	5	1	20	1	200	14	9	5
1927	5	0	18	0	146	10	4	7
1928	4	2	39	0	139	14	6	6
1929	4	0	12	0	144	8	9	3
1930	4	0	16	0	148	6	10	2
1931	4	0	15	0	201	10	6	2
1932	4	1	15	1	150	9	8	1
1933	4	2	19	0	82	12	10	4
1934	4	1	5	1	85	4	6	3
1935	6	1	1	1	121	1	7	7
1936	7	1	5	2	150	1	8	5
1937	6	1	10	0	79	5	5	4
1938	6	0	3	1	99	5	9	4
1939	8	1	7	8	88	33	17	3
1940	8	0	3	6	79	23	15	2
合計	88	11	235	24	2,249	184	148	64

第10表 B 三井物産取締役会議案の内容別分類（構成比）

年	株主總會	定款	規則	組織	人事	寄付	商品取引	重要契約
	%	%	%	%	%	%	%	%
1923	0.0	0.0	2.8	1.4	56.3	4.2	5.6	0.0
1924	2.0	0.0	7.1	0.4	57.1	4.3	3.1	1.6
1925	1.5	0.0	10.1	0.4	57.3	5.6	2.6	0.7
1926	1.7	0.3	6.6	0.3	66.2	4.6	3.0	1.7
1927	2.0	0.0	7.3	0.0	59.6	4.1	1.6	2.9
1928	1.5	0.7	14.4	0.0	51.5	5.2	2.2	2.2
1929	1.7	0.0	5.0	0.0	59.8	3.3	3.7	1.2
1930	1.8	0.0	7.1	0.0	65.8	2.7	4.4	0.9
1931	1.5	0.0	5.6	0.0	74.4	3.7	2.2	0.7
1932	1.9	0.5	7.0	0.5	70.4	4.2	3.8	0.5
1933	2.1	1.0	9.7	0.0	42.1	6.2	5.1	2.1
1934	2.4	0.6	3.0	0.6	50.9	2.4	3.6	1.8
1935	2.9	0.5	0.5	0.5	57.6	0.5	3.3	3.3
1936	2.7	0.4	1.9	0.8	57.3	0.4	3.1	1.9
1937	2.9	0.5	4.9	0.0	38.7	2.5	2.5	2.0
1938	3.0	0.0	1.5	0.5	50.0	2.5	4.5	2.0
1939	3.0	0.4	2.7	3.0	33.3	12.5	6.4	1.1
1940	3.7	0.0	1.4	2.8	36.6	10.6	6.9	0.9
合計	2.2	0.3	5.8	0.6	55.2	4.5	3.6	1.6

出所) 三井物産株式会社「取締役会決議録」(三井文庫所蔵史料 物産2012~2023),  
三井物産株式会社文書課「取締役会決議録」(同 物産2032~2065),

みた(第10表)。分類項目は、三井物産の取締役会規程における常務取締役専行事項と一九三三(昭和八)年一月一六日に三井合名会社理事会が決定した「各営業店ヨリ理事会提出議案整理ニ関スル件」(二二で全文を掲載)での区分を参考にして設定した。分類の中身や特記すべき事項については、以下の内容別の議案分析の中で触れることにする。構成の時期別推移などについては、内容別の分析を済ませたうえで検討することにする。

- (1) 一九一四年の改革については、『三井事業史 本篇第三卷上』三井文庫 一九八〇年 二四九〜五一頁を参照されたい。
- (2) 三井物産株式会社「(大正十一年九月訂正増補) 現行達令類集」三井文庫所蔵史料 物産九〇―六。
- (3) これらの改定がなされた時期は確定できていないが、一九二二年一〇月以降一九二四年一月より前の時点である。
- (4) 「三井物産株式会社取締役会議案一三六九号」(三井物産株式会社文書課「取締役会決議録」三井文庫所蔵史料 物産二〇四三)。
- (5) 「三井物産株式会社取締役会議案二四八六号」(三井物産株式会社文書課「取締役会決議録」三井文庫所蔵史料 物産二〇五四)。
- (6) 「三井物産株式会社取締役会議案三五九五号」(三井物産株式会社文書部「取締役会決議録」三井文庫所蔵史料 物産二〇六三)。
- (7) 一九四四年三月一日の「新」三井物産株式会社発足以後の史料については、ここでは除外した。
- (8) この「未決」議案数が、第2表(前号に掲載)の三井合名会社理事会議案中の三井物産提出議案数と一致するはずであるが、三井物産取締役会議案では複数に数えられていたものが三井合名会社理事会議案では一件として処理される事例などがあり、若干のズレが生じている。(以下次号)